

えちごトキめき鉄道 広告媒体管理運営業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

えちごトキめき鉄道（以下、「当社」という。）は、沿線地域のにぎわい創出と収益向上を目的として、当社が管理する駅舎や車両に設置している広告媒体を、より効果的かつ戦略的に活用することとしている。

このため、広告枠の販売、掲出、維持管理までを一括して実施できる事業者をプロポーザルにより選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

えちごトキめき鉄道 広告媒体管理運営業務

(2) 業務内容

別紙1「えちごトキめき鉄道 広告媒体管理運営業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年3月14日から令和9年3月31日まで

3 参加者資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込日現在において、次の各号の要件を全て満たした事業者とする。

- (1) 新潟県屋外広告物条例（平成7年12月条例第65号）第29条の規定に基づき、新潟県知事の登録を受けた屋外広告業者であること。また、本業務を担当する営業所に、以下のいずれかの資格を有する者を業務主任者として専任していること。
 - ・屋外広告士
 - ・新潟県又は他自治体の屋外広告物講習会修了者
 - ・職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに関する資格者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の

開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく
破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 新潟県の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について未納がない者であること。
- (7) 新潟県内に本社又は営業所等を有する者であること。

4 説明会

説明会は開催しない。なお、本要領に質問がある場合は、下記 6 により質疑応答表を提出することが出来ることとする。

5 参加申込書の提出

応募要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 12 月 24 日(水)正午必着
(土、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

(2) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書【様式 1】
- ②事業者概要書【様式 2】

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

- ・郵送の場合、当社担当者（下記 13 参照）に事前に電話連絡の上、記録に残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「広告媒体管理運営業務委託関係書類在中」と朱書きすること。
- ・電子メールの場合は、件名を「広告媒体管理運営業務 プロポーザル参加申込」とすること。

(4) 提出先

下記 13 の「問合せ及び書類提出先」と同じ

6 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 12 月 12 日（金）正午必着

(2) 提出先

下記 13 の「問合せ及び書類提出先」と同じ

(3) 提出方法

「質疑応答票」【様式 3】を電子メールにより提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。

件名は、「広告媒体管理運営業務に関する質問」とすること。

なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX、電子メールアドレスを記入すること。

(4) 質問の回答

質問事項の回答については、電子メールで返答する。

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として周知の必要がある場合は、質問者名を公表しない形で、全てのプロポーザル参加申込書提出者に共有する。

(5) 留意事項

提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

7 提案書の作成要領

以下(2)①～⑤の資料一式を「提案書」として提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 1 月 21 日（水）正午必着

(2) 提案書

①業務体制（担当部署・人員体制・対応エリア・各担当の役割）

②維持管理計画

- ・業務の実施方針
- ・年間スケジュール
- ・業務フロー
- ・実施内容
- ・リスク管理 等

③収益計画

- ・売上見込み・シミュレーション

（※資料 1『広告媒体基礎資料』に基づき、売上見込みとシミュレーションを算出すること）

- ・委託料率（歩合率）及び条件
- ・新規広告主（顧客）獲得の提案 等

④これまでの広告媒体管理運営に関する類似業務実績

⑤その他アピール事項

(3) 提出先

下記 13 の「問合せ及び書類提出先」と同じ

(4)提出方法：持参又は郵送

郵送の場合は当社担当者（下記 13 参照）に事前に電話連絡の上、記録に残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「えちごトキめき鉄道 広告媒体管理運営業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(5)留意事項

- ・提案書は、A4 版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「企画提案書」【様式 4】を添付すること。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。
- ・提案書は 1 者につき 1 案とする。
- ・一度提出した提案書はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 プレゼンテーション

提案者は、提案書の内容に関するプレゼンテーションを行う。

(1) 実施日時

令和 8 年 1 月 26 日（月）※開催時間は後日、電子メールにて通知する。

(2) 実施場所

えちごトキめき鉄道株式会社 本社 2 号分館 3 階大会議室

(3) 実施時間

1 社につきプレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度の計 30 分程度

(4) 出席者

管理責任者及び主担当者は必ず出席するものとし、機材操作者を含め 3 名までとする。

(5) 留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは当社で準備するが、パソコンその他の機器は持参のこと。

9 審査

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、「えちごトキめき鉄道広告媒体管理運営業務公募型プロポーザル受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提案書とプレゼンテーションの内容について審査及び評価を行い、受託候補者を選定する。

イ (2)に定める評価基準に基づき、選定委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	ウエイト (満点)
① 体制	業務を円滑に遂行できる組織体制や人員配置が計画されているか。	4 (20 点)
② 維持管理 運営計画	広告媒体の販売・掲出・維持管理計画は、具体的かつ実現可能な内容となっているか。	6 (30 点)
③ 収益計画	広告媒体管理手数料を含む収益計画は具体的かつ収益性の高い内容となっているか。	6 (30 点)
④ 類似業務 実績	類似業務の実績があるか。	2 (10 点)
⑤ その他 アピール 事項	事業の効果を高める具体的かつ実現性の高い独自の取組提案があるか。	2 (10 点)
合計	5 項目	100 点

【点数配分】※1

5 点	非常に高い水準で満たしている。
4 点	高い水準で満たしている。
3 点	標準である。
2 点	満たしていない部分がある。
1 点	全く満たしていない。

※1 相対評価により点数化し、それぞれ項目ごとに設定したウエイトを乗じた上で総合得点を算出する。

(3) 受託候補者特定方法

受託候補者特定方法は、各選定委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各選定委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

- ア 各選定委員の評価点に基づき、最も総得点が高いものを受託候補者とする。
- イ アにより最も総得点が高いものが複数いる場合は、最も多くの選定委員が第1順位と評価した者を受託候補者とする。
- ウ 上記ア及びイに該当しない場合（最高得点者が複数おり、かつ選定委員が第1順位に評価した者が同数であった場合）は、選定委員会の協議により、候補者を決定

する。

エ 参加者が1者のみの場合、選定委員会において上記基準を基に評価し、かつ、受託候補者としての適否を判定し、委員の過半数を満たす判定により適否を決定とする。なお、判定が否（もしくは適否が同数）となった場合は、選定委員会委員長の判定により適否を決定するものとする。

(4) 審査結果の通知

令和8年2月5日（木）以降、採否にかかわらず、提案者全員に「結果報告書」【様式5】をもって通知する。

10 募集から受託候補者選定までの日程

項目	期間等
募集開始	令和7年12月5日(金) 当社ホームページに掲載
質問受付締め切り	令和7年12月12日(金) 正午
質問回答期日	令和7年12月17日(水)
参加申込書提出期限	令和7年12月24日(水) 正午
提案書提出期限	令和8年1月21日(水) 正午
プレゼンテーション	令和8年1月26日(月)
審査結果通知	令和8年2月5日(木) 以降郵送
契約	令和8年3月上旬予定

11 契約の締結

当社は、選定委員会の審査結果に基づき決定した受託候補者と委託契約の締結交渉を行い、契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。なお、契約保証金は免除とする。

12 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 当社が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的での使用を禁ずる。また、提供了資料は全て当社へ返却すること。
- (3) 提出された提案書等については、提案者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された提案書等は、審査を行う際に必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (6) 提出された申込書及び提案書等は返却しない。

- (7) 採用された提案内容について、変更・追加等を依頼する場合がある。
- (8) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」【様式 6】を提出すること。
- (9) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
 - ウ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - エ 募集要領に定める方法以外で当社、選定委員等に対して、本案件について直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - オ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談すること。
 - カ 選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - キ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったと当社が判断した場合。

13 問合せ及び書類提出先

えちごトキめき鉄道株式会社 経営戦略室 企画・開発課 豊岡・原 宛
〒942-0003 新潟県上越市東町1番地1

TEL : 025-546-5520 / E-mail : keisen@echigo-tokimeki.co.jp